

愛知県歯科医師連盟 規約・規則（案）の新旧対照表

改正(案)	現行
<p>愛知県歯科医師連盟規約 (名称及び所在)</p> <p>第1条 本連盟は愛知県歯科医師連盟(以下本連盟という)と称し、事務所を名古屋市中区丸の内三丁目5番18号に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本連盟は、会員相互の協力により、民主的政治力を強化し、愛知県歯科医師会の目的達成及び歯科医療発展のため政治活動を行い、会員の診療環境向上を目指し、もって国民医療の発展に資することを目的とする。</p> <p>(組織並びに会員)</p> <p>第3条 本連盟は、愛知県歯科医師会に加入している会員をもって組織する。</p> <p>2 愛知県歯科医師会の会員であって本連盟に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を本連盟に提出し、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 会員が、本連盟を退会しようとするときは、別に定める退会届を本連盟に提出しなければならない。</p> <p>4 35年以上本連盟の会員であって、70歳以上に達した者は、終身会員とする。</p> <p>5 同一診療所又は病院に愛知県歯科医師会の会員であって、本連盟に未入会の者がいる場合は、終身会員となる年齢を75歳とする。</p> <p>6 本連盟に地区を置き、代表者を置くことができる。</p> <p>(会員の権利義務)</p> <p>第4条 本連盟会員(以下会員という)は本連盟規約により決定した会費を納</p>	<p>愛知県歯科医師連盟規約 (名称及び所在)</p> <p>第1条 本連盟は愛知県歯科医師連盟(以下本連盟という)と称し、事務所を名古屋市中区丸の内三丁目5番18号に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本連盟は、会員相互の協力により、民主的政治力を強化し、愛知県歯科医師会の目的達成及び歯科医療発展のため政治活動を行い、会員の診療環境向上を目指し、もって国民医療の発展に資することを目的とする。</p> <p>(組織並びに会員)</p> <p>第3条 本連盟は、愛知県歯科医師会に加入している会員をもって組織する。</p> <p>2 愛知県歯科医師会の会員であって本連盟に入会しようとするものは、別に定める入会申込書を本連盟に提出し、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 会員が、本連盟を退会しようとするときは、別に定める退会届を本連盟に提出しなければならない。</p> <p>4 30年以上本連盟の会員であって、70歳以上に達したものは、終身会員とする。</p> <p>5 本連盟に地区を置き、代表者を置くことができる。</p> <p>(会員の権利義務)</p> <p>第4条 本連盟会員(以下会員という)は本連盟規約により決定した会費を納</p>

入ること及び本連盟の目的達成のために行う事業の推進に参加する義務を有し、各種の事業に協力する権利と本連盟に対する意見を述べる権利とを有する。

- 2 終身会員は本連盟所定の会費を免除する。
- 3 一診療所又は病院に所属する複数の会員のうち、その責任者（管理者を含む）のほかは、本連盟の会費を減免することができる。
- 4 前項に規定する責任者が終身会員若しくは本連盟の会員でなくなった場合は、当該診療所又は病院に所属する他の会員のうち、1名を責任者とみなす。
- 5 会員のうち特別な事情がある者に対し、地区からの申し出のあった場合は、理事会の決定により前項の会費を減免することができる。

(執行機関)

第5条 本連盟は、その会務執行機関として、次の役員を置く。監事を除く理事総数は25名以内とし、以下の役員を置く。

会 長 1名
副会長 6名以内
理事長 1名
副理事長 3名以内
常任理事 若干名
理 事 若干名
監 事 3名以内

(削除)

- 2 会長は、評議員会において本連盟会員のうちから選出する。選出方法は別に定める。
- 3 監事は、評議員会において選出する。選出方法は別に定める。
- 4 理事は、本連盟会員のうちから会長がこれを委嘱する。
- 5 副会長、理事長、副理事長及び常任

入ること及び本連盟の目的達成のために行う事業の推進に参加する義務を有し、各種の事業に参加する権利と本連盟に対する意見を述べる権利とを有する。

- 2 終身会員は本連盟所定の会費を免除する。
- 3 一診療所又は病院に所属する複数の会員のうち、その責任者（管理者を含む）のほかは、本連盟の会費を減免することができる。
- 4 前項に規定する責任者が終身会員若しくは本連盟の会員でなくなった場合は、当該診療所又は病院に所属する他の会員のうち、1名を責任者とみなす。
- 5 会員のうち特別な事情がある者に対し、地区からの申し出のあった場合は、理事会の決定により前項の会費を減免することができる。

(執行機関)

第5条 本連盟は、その会務執行機関として、次の役員を置く。監事を除く理事総数は25名以内とし、以下の役員を置く。

会 長 1名
副会長 4名以内
理事長 1名
副理事長 3名
常任理事 若干名
理 事 若干名
監 事 3名

(うち1名を常任監事)

- 2 会長は、評議員会において本連盟会員のうちから選出する。選出方法は別に定める。
- 3 監事は、評議員会において選出する。選出方法は別に定める。
- 4 理事は、本連盟会員のうちから会長がこれを委嘱する。
- 5 副会長、理事長、副理事長及び常任

理事は会長が理事のうちより指名する。

(削除)

(役員職務と権限)

第6条 会長は本連盟を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはあらかじめ定めた順位によりその職務を代行する。

3 理事長は、会長の命を受けて会務の全般を掌理する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるとき副理事長の中から互選によりその職務を代行する。

5 常任理事は、理事長を補佐し、理事長の命を受けて担当会務を処理する。

6 理事は、理事長の命を受けて会務執行に関する事項を処理する。

7 役員は、評議員及び予備評議員を兼ねることができない。

8 監事は、本連盟の業務及び会計並びに財産を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、選任された年の7月1日から2年間とする。

2 会長が任期を6ヶ月以上残して欠けた場合は、前項の規定に関わらず、監事を除く役員は全員辞任し、30日以内に第5条第2項、第4項、第5項により新たに選出する。ただし、後任者が就任するまで前任者はその職務を行わなければならない。

3 前項の場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 本連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は、評議員会の議を経て会長が委嘱する。その他必要な事柄は別に定

理事は会長が理事のうちより指名する。

6 常任監事は、監事のうちから選出する。

(役員職務と権限)

第6条 会長は本連盟を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはあらかじめ定めた順位によりその職務を代行する。

3 理事長は、会長の命を受けて会務の全般を掌理する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるとき副理事長の中から互選によりその職務を代行する。

5 常任理事は、理事長を補佐し、理事長の命を受けて担当会務を処理する。

6 理事は、理事長の命を受けて会務執行に関する事項を処理する。

7 役員は、評議員及び予備評議員を兼ねることができない。

8 監事は、本連盟の業務及び会計並びに財産を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、選任された年の7月1日から2年間とする。

2 会長が任期を6ヶ月以上残して欠けた場合は、前項の規定に関わらず、監事を除く役員は全員辞任し、30日以内に第5条第2項、第4項、第5項により新たに選出する。ただし、後任者が就任するまで前任者はその職務を行わなければならない。

3 前項の場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 本連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は、評議員会の議を経て会長が委嘱する。その他必要な事柄は別に定

<p>める。</p> <p>3 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。 (相談役)</p> <p>第9条 本連盟に相談役を置くことができる。</p> <p>2 相談役は、評議員会の議を経て会長が委嘱する。その他必要な事柄は別に定める。</p> <p>3 相談役の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。 (嘱託)</p> <p>第10条 本連盟に嘱託を置くことができる。</p> <p>2 嘱託は、理事会の同意を経て会長が委嘱する。</p> <p>3 嘱託の期間その他処遇については、会長が決める。 (執行についての会議)</p> <p>第11条 本連盟の会務執行についての会議体は理事会及び総務会とし、会長はこれを召集し、その議長となる。ただし、それぞれ過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>2 理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事及び理事をもって組織する。</p> <p>3 総務会は会長、副会長、理事長及び副理事長をもって組織する。</p> <p>4 <u>監事は理事会に出席して、質問し又は意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。</u></p> <p>(部会及び委員会)</p> <p>第12条 会長は、会務を執行するため、理事会の同意を経て部会及び委員会を置くことができる。</p> <p>2 前項の部会及び委員会の名称並びに運営の方法その他必要な事項は理事会の承認を得て会長が定める。</p>	<p>める。</p> <p>3 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。 (相談役)</p> <p>第9条 本連盟に相談役を置くことができる。</p> <p>2 相談役は、評議員会の議を経て会長が委嘱する。その他必要な事柄は別に定める。</p> <p>3 相談役の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。 (嘱託)</p> <p>第10条 本連盟に嘱託を置くことができる。</p> <p>2 嘱託は、理事会の同意を経て会長が委嘱する。</p> <p>3 嘱託の期間その他処遇については、会長が決める。 (執行についての会議)</p> <p>第11条 本連盟の会務執行についての会議体は理事会及び総務会とし、会長はこれを召集し、その議長となる。ただし、それぞれ過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>2 理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事及び理事をもって組織する。</p> <p>3 総務会は会長、副会長、理事長及び副理事長をもって組織する。</p> <p>4 <u>常任監事は、総務会及び理事会に、監事は理事会にそれぞれ出席して、質問し又は意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。</u></p> <p>(部会及び委員会)</p> <p>第12条 会長は、会務を執行するため、理事会の同意を経て部会及び委員会を置くことができる。</p> <p>2 前項の部会及び委員会の名称並びに運営の方法その他必要な事項は理事会の承認を得て会長が定める。</p>
---	---

<p>(地区との連携会議)</p> <p>第 13 条 会長は、地区に代表者を置き、地区代表者会議・連絡協議会を開催することができる。</p> <p>(愛知県歯科医師会及び関係団体、友好団体との連携)</p> <p>第 14 条 会長は、愛知県歯科医師会に本連盟との協議会の開催を求めることができる。</p> <p>2 前項のほか、必要に応じ関係団体及び友好団体との事業の協力関係を協定し、活動等を行う。</p> <p>(議決機関)</p> <p>第 15 条 本連盟の議決機関は評議員会とする。</p> <p>2 本連盟に評議員及び予備評議員を置く。</p> <p>3 評議員会は評議員をもって構成する。</p> <p>4 評議員は、本連盟地区における 2 月末日現在の連盟会員 50 名までに対し 1 名、50 名を超える場合は 50 名までごとに 1 名の割合で加えた数の評議員を選出するものとする。</p> <p>5 評議員の任期は、選任された年の 7 月 1 日から 2 年間とする。</p> <p>6 予備評議員の数、選出及び任期は前項の評議員の例による。</p> <p>7 予備評議員は、評議員に事故あるときにその職務を代行する。</p> <p>8 前項の場合においては、評議員は議長に対し会期の前日までに、書面をもって予備評議員が代行する旨を届けなければならない。</p> <p>9 評議員会は、毎年 2 回これを開催する。</p> <p>10 評議員会の議長 1 名及び副議長 2 名を、評議員の互選により選出するものとし、その任期は評議員の任期と同じとする。</p>	<p>(地区との連携会議)</p> <p>第 13 条 会長は、地区に代表者を置き、地区代表者会議・連絡協議会を開催することができる。</p> <p>(愛知県歯科医師会及び関係団体、友好団体との連携)</p> <p>第 14 条 会長は、愛知県歯科医師会に本連盟との協議会の開催を求めることができる。</p> <p>2 前項のほか、必要に応じ関係団体及び友好団体との事業の協力関係を協定し、活動等を行う。</p> <p>(議決機関)</p> <p>第 15 条 本連盟の議決機関は評議員会とする。</p> <p>2 本連盟に評議員及び予備評議員を置く。</p> <p>3 評議員会は評議員をもって構成する。</p> <p>4 評議員は、本連盟地区における 2 月末日現在の連盟会員 50 名までに対し 1 名、50 名を超える場合は 50 名までごとに 1 名の割合で加えた数の評議員を選出するものとする。</p> <p>5 評議員の任期は、選任された年の 7 月 1 日から 2 年間とする。</p> <p>6 予備評議員の数、選出及び任期は前項の評議員の例による。</p> <p>7 予備評議員は、評議員に事故あるときにその職務を代行する。</p> <p>8 前項の場合においては、評議員は議長に対し会期の前日までに、書面をもって予備評議員が代行する旨を届けなければならない。</p> <p>9 評議員会は、毎年 2 回これを開催する。</p> <p>10 評議員会の議長 1 名及び副議長 2 名を、評議員の互選により選出するものとし、その任期は評議員の任期と同じとする。</p>
--	--

<p>11 会長が必要と認めたときは、前項のほかに臨時にこれを召集することができる。</p> <p>12 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。</p> <p>13 評議員会の議決及び承認は出席者の多数決による。可否同数の場合、議長採決による。</p> <p>14 評議員会の運営は、議事運営規則に定める。</p> <p>第 16 条 次の事項は評議員会の議決を要する。</p> <p>(1) 予算、決算に関する件</p> <p>(2) 規約変更に関する件</p> <p>(3) 会費の決定及び徴収に関する件</p> <p>(4) 会長及び監事選出に関する件 (会計及び財産)</p> <p>第 17 条 本連盟の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 会計規則は別に定める。</p> <p>第 18 条 本連盟の経費は、次の収入による。</p> <p>(1) 会費</p> <p>(2) 寄付金</p> <p>(3) 前年度よりの繰越金</p> <p>(4) その他の収入 (事務局)</p> <p>第 19 条 本連盟に事務局を置く。 (解 散)</p> <p>第 20 条 本連盟を解散せんとする場合は、理事会、評議員会に各々2/3以上の出席により2/3以上の賛成を要する。</p> <p>附 則</p> <p>(削除) 本規約は昭和48年11月14日から施行する。</p> <p>(削除) 本規約施行の日に愛知県歯科医</p>	<p>11 会長が必要と認めたときは、前項のほかに臨時にこれを召集することができる。</p> <p>12 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。</p> <p>13 評議員会の議決及び承認は出席者の多数決による。可否同数の場合、議長採決による。</p> <p>14 評議員会の運営は、議事運営規則に定める。</p> <p>第 16 条 次の事項は評議員会の議決を要する。</p> <p>(1) 予算、決算に関する件</p> <p>(2) 規約変更に関する件</p> <p>(3) 会費の決定及び徴収に関する件</p> <p>(4) 会長及び監事選出に関する件 (会計及び財産)</p> <p>第 17 条 本連盟の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 会計規則は別に定める。</p> <p>第 18 条 本連盟の経費は、次の収入による。</p> <p>(1) 会費</p> <p>(2) 寄付金</p> <p>(3) 前年度よりの繰越金</p> <p>(4) その他の収入 (事務局)</p> <p>第 19 条 本連盟に事務局を置く。 (解 散)</p> <p>第 20 条 本連盟を解散せんとする場合は、理事会、評議員会に各々2/3以上の出席により2/3以上の賛成を要する。</p> <p>附 則</p> <p>第 21 条 本規約は昭和48年11月14日から施行する。</p> <p>第 22 条 本規約施行の日に愛知県歯科</p>
--	---

政協会々則を廃止する。

2 第4条、第5条、第7条及び第10条の改正は昭和48年12月15日より施行する。

3 第4条及び第10条の改正は昭和57年4月1日より施行する。

4 第3条の改正は平成3年4月1日より施行する。

5 第1条及び第2条の改正は平成6年4月1日より施行する。

6 第4条及び第8条以下の規定の改正については平成9年5月31日より施行し、第4条の規定については、平成9年4月1日より適用する。

7 第4条及び第11条の改正は平成15年4月1日より施行する。

8 この規約は平成16年1月1日より施行する。

9 この規約は平成17年4月1日より施行する。

10 この規約は平成18年4月1日より施行する。

11 この規約は平成25年4月1日より施行する。

12 この規約は令和2年4月1日より施行する。

医政協会々則を廃止する。

第23条 第4条、第5条、第7条及び第10条の改正は昭和48年12月15日より施行する。

第24条 第4条及び第10条の改正は昭和57年4月1日より施行する。

第25条 第3条の改正は平成3年4月1日より施行する。

第26条 第1条及び第2条の改正は平成6年4月1日より施行する。

第27条 第4条及び第8条以下の規定の改正については平成9年5月31日より施行し、第4条の規定については、平成9年4月1日より適用する。

第28条 第4条及び第11条の改正は平成15年4月1日より施行する。

第29条 この規約は平成16年1月1日より施行する。

第30条 この規約は平成17年4月1日より施行する。

第31条 この規約は平成18年4月1日より施行する。

第32条 この規約は平成25年4月1日より施行する。

愛知県歯科医師連盟会長選出規則

(趣 旨)

第1条 この規約は、愛知県歯科医師連盟（以下本連盟という）規約第5条第2項の規定に基づき、本連盟の会長選出に関して必要なことを定める。

(選出権の行使)

第2条 選出権の行使は、委任を認めない。

(選出権及び被選出権)

第3条 選出の日現在、会員の資格を有する評議員は、選出人としての権利を有する。

2 選出日の2年前から引き続き会員である者は、被選出人としての権利を有する。

(選出の方法)

第4条 会長は、本連盟会員の中から評議員が推薦し、評議員会が承認した者がこれにあたる。

2 前項において評議員の推薦する者が複数にわたるときは、その選出方法は評議員会における投票をもって決するものとする。

(投票の方法)

第5条 投票は単記無記名とし、得票の多い者を承認した者とみなす。なお、得票の数が同じときは、再投票で決する。

2 議場における投票の執行は、議長の指揮下に入る。なお、議長は投票にあたり、出席評議員の中から投票及び開票立会人6名を限度に指名し、投票及び開票に立会わせなければならない。

3 議長は投票開始を宣言すると同時に議場の出入口を閉鎖し、投票権を有する出席者の数を確定しなければならない。

4 投票において選出人の棄権は認めない。

愛知県歯科医師連盟会長選出規則

(趣 旨)

第1条 愛知県歯科医師連盟（以下本連盟という）規約第5条第2項の規定に基づき、本連盟の会長選出に関して必要なことを定める。

(選出権の行使)

第2条 選出権の行使は、委任を認めない。

(選出権及び被選出権)

第3条 選出の日現在、会員の資格を有する評議員は、選出人としての権利を有する。

2 選出日の2年前から引き続き会員であるものは、被選出人としての権利を有する。

(選出の方法)

第4条 会長の選出は、本連盟会員の中から評議員が推薦し、評議員会が承認した者がこれにあたる。

2 前項において評議員の推薦する者が複数にわたるときは、その選出方法は評議員会における投票をもって決するものとする。

(投票の方法)

第5条 投票は単記無記名とし、得票の多い者を承認した者とみなす。なお、得票の数が同じときは、再投票で決する。

2 議場における投票の執行は、議長の指揮下に入る。なお、議長は投票にあたり、出席評議員の中から投票及び開票立会人6名を限度に指名し、投票及び開票に立会わせなければならない。

3 議長は投票開始を宣言すると同時に議場の出入口を閉鎖し、投票権を有する出席者の数を確定しなければならない。

4 投票において選出人の棄権は認めない。

(無効投票)

第6条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
- (2) 候補者以外の氏名を記載したもの
- (3) 複数の氏名を記載したもの
- (4) 何人を記載したかを確認しがたいもの

(推薦基準及び方法)

第7条 会長候補者の推薦にあたっては、評議員は愛知県歯科医師会の目的達成のため、常に連携・協調体制をとりうる者について、自らのほかに8名以上の評議員の連署による推薦書を指定された期日までに議長に提出するものとする。

2 評議員が推薦できる会長候補者は1名に限る。又、評議員は自らを推薦することはできない。

(当選者の通知)

第8条 選出が終わり次第、議長は、可及的速やかにその結果を会員に通知しなければならない。

(その他)

第9条 この規則改定その他必要なことは評議員会で議決を得なければならない。

附 則

この規則は平成 18 年4月1日より施行する。

2 この規則は令和2年4月1日より施行する。

(無効投票)

第6条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
- (2) 候補者以外の氏名を記載したもの
- (3) 複数の氏名を記載したもの
- (4) 何人を記載したかを確認しがたいもの

(推薦基準及び方法)

第7条 会長候補者の推薦にあたっては、評議員は愛知県歯科医師会の目的達成のため、常に連携・協調体制をとりうる者について、8名以上の評議員の連署による推薦書を指定された期日までに議長提出するものとする。

(当選者の通知)

第8条 選出が終わり次第、議長は、可及的速やかにその結果を会員に通知しなければならない。

(その他)

第9条 この規則改定その他必要なことは評議員会で議決を得なければならない。

附 則

この規則は平成 18 年4月1日より施行する。

愛知県歯科医師連盟監事選出規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、愛知県歯科医師連盟（以下本連盟という）規約第5条第3項の規定に基づき、これを定める。

(選出の方法)

第2条 監事は、本連盟会員の中から評議員が推薦し、評議員会が承認した者がこれにあたる。

2 前項において、評議員の推薦する者が3名を超えるときは愛知県歯科医師連盟会長選出規則に準じる。

(推薦の方法)

第3条 監事候補者の推薦にあたっては、評議員は自らのほかに5名以上の評議員の連署による推薦書を指定された期日までに議長に提出するものとする。

2 評議員が推薦できる監事候補者は1名に限る。又、評議員は自らを推薦することはできない。

(規則の改廃)

第4条 この規則を変更し、又は廃止しようとするときは評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日より施行する。

愛知県歯科医師連盟監事選出規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、愛知県歯科医師連盟（以下本連盟という）規約第5条第3項の規定に基づき、これを定める。

(選出の方法)

第2条 監事は、本連盟会員の中から評議員が推薦し、評議員会が承認した者がこれにあたる。

2 前項において、評議員の推薦する者が3名を超えるときは愛知県歯科医師連盟会長選出規則に準じる。

(推薦の方法)

第3条 監事候補者の推薦にあたっては、評議員は自らのほかに5名以上の評議員の連署による推薦書を指定された期日までに議長に提出するものとする。

2 評議員が推薦できる監事候補者は1名に限る。又、評議員は自らを推薦することはできない。

(規則の改廃)

第4条 この規則を変更し、又は廃止しようとするときは評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日より施行する。

愛知県歯科医師連盟顧問及び
相談役規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、愛知県歯科医師連盟（以下本連盟という）規約第8条及び第9条の規定に基づきこれを定める。

(顧問及び相談役の委嘱)

第2条 顧問は、本連盟の顧問にふさわしい現職の議員・首長を理事会及び評議員会の承認を得て会長が委嘱する。

2 相談役は、原則として本連盟の役員経験者のうちから理事会及び評議員会の承認を得て会長が委嘱する。

(顧問及び相談役の任務)

第3条 顧問及び相談役は、会長の求めに応じ、意見を述べるものとする。

(規則の改廃)

第4条 この規則を変更し、又は廃止しようとするときは、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日より施行する。

(削除)

2 この規則は、平成25年4月1日より施行する。

愛知県歯科医師連盟顧問及び
相談役規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、愛知県歯科医師連盟（以下本連盟という）規約第8条及び第9条の規定に基づきこれを定める。

(顧問及び相談役の委嘱)

第2条 顧問は、本連盟の顧問にふさわしい現職の議員・首長を理事会及び評議員会の承認を得て会長が委嘱する。

2 相談役は、原則として本連盟の役員経験者のうちから理事会及び評議員会の承認を得て会長が委嘱する。

(顧問及び相談役の任務)

第3条 顧問及び相談役は、会長の求めに応じ、意見を述べるものとする。

(規則の改廃)

第4条 この規則を変更し、又は廃止しようとするときは、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日より施行する。

愛知県歯科医師連盟会計規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、愛知県歯科医師連盟（以下本連盟という）規約第16条、第17条、第18条に基づきこれを定める。

(目 的)

第2条 この規則は、本連盟の会計経理に関する基本を定めたものであり、収入及び支出の状況並びに財産状態についてそれぞれの内容を正確に把握し、本連盟の活動の計数的統制と能率的運営を図ることを目的とする。

(収支の定義)

第3条 会費その他一切の収入を歳入とし、一切の経費を歳出とする。

(会計年度の独立)

第4条 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって充てなければならない。

(経 費)

第5条 本連盟の経費は、会費、寄付金、前年度よりの繰越金、その他の収入を持ってこれに充てる。

(会 費)

第6条 本連盟の会費は、年会費とする。
2 会費の決定については、評議員会の議決を要する。

(入退会の受理日)

第7条 入退会の受理日は、入会については、入会申請年月日、退会については退会届が本連盟に届いた日とする。

(総予算主義)

第8条 一会計年度における一切の歳入及び歳出は、すべて当該年度収支予算に編入しなければならない。

(予 算)

第9条 会長は、毎年、翌年度の会計に関する予算書を作成し、理事会の議を経て、評議員会に提出し、その議決を

愛知県歯科医師連盟会計規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、愛知県歯科医師連盟（以下本連盟という）規約第16条、第17条、第18条に基づきこれを定める。

(目 的)

第2条 この規則は、本連盟の会計経理に関する基本を定めたものであり、収入及び支出の状況並びに財産状態についてそれぞれの内容を正確に把握し、本連盟の活動の計数的統制と能率的運営を図ることを目的とする。

(収支の定義)

第3条 会費その他一切の収入を歳入とし、一切の経費を歳出とする。

(会計年度の独立)

第4条 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって充てなければならない。

(経 費)

第5条 本連盟の経費は、会費、寄付金、前年度よりの繰越金、その他の収入を持ってこれに充てる。

(会 費)

第6条 本連盟の会費は、年会費とする。
2 会費の決定については、評議員会の議決を要する。

(入退会の受理日)

第7条 入退会の受理日は、入会については、入会申請年月日、退会については退会届が本連盟に届いた日とする。

(総予算主義)

第8条 一会計年度における一切の歳入及び歳出は、すべて当該年度収支予算に編入しなければならない。

(予 算)

第9条 会長は、毎年、翌年度の会計に関する予算書を作成し、理事会の議を経て、3月の評議員会に提出し、その

受けなければならない。

(予算の区分)

第10条 収支予算は、科目別に区分し、作成しなければならない。

(予算の目的外使用の禁止並びに流用)

第11条 経費は、予算に定めた目的のほかに使用することはできない。又、各科の金額を流用することはできない。ただし、同一科内はこの限りではない。

(補正予算)

第12条 会長は、予算の成立後に発生した事由により予算に変更を加える必要がある時は、補正予算を作成して評議員会に提出し、その議決を受けなければならない。

(決算)

第13条 **会長は、毎年、前年度の決算書を作成し、理事会の議を経て、評議員会に提出し、その議決を受けなければならない。**

(決算の区分)

第14条 収支の決算は、予算と同一の区分によって作成しなければならない。

(繰越金)

第15条 各会計年度において、決算に剰余金が生じた時は、その決算承認を受けた年度の翌会計年度の繰越金とする。

(固定資産)

第16条 固定資産の取り崩しは、評議員会の議決を要する。

(予備費からの繰り入り支弁)

第17条 予見し難い支出のため予算に不足を生じた時は、理事会の議を経て、予備費から繰り入れ支弁することができる。

(出納の完結)

第18条 一会計年度の出納は、翌年3月31日に閉止し、これに関する事務は6月30日までに完了するものとする。

議決を受けなければならない。

(予算の区分)

第10条 収支予算は、科目別に区分し、作成しなければならない。

(予算の目的外使用の禁止並びに流用)

第11条 経費は、予算に定めた目的のほかに使用することはできない。又、各科の金額を流用することはできない。ただし、同一科内はこの限りではない。

(補正予算)

第12条 会長は、予算の成立後に発生した事由により予算に変更を加える必要がある時は、補正予算を作成して評議員会に提出し、その議決を受けなければならない。

(決算)

第13条 会長は、毎年、前年度の決算書を作成し、理事会の議を経て、**9月の**評議員会に提出し、その議決を受けなければならない。

(決算の区分)

第14条 収支の決算は、予算と同一の区分によって作成しなければならない。

(繰越金)

第15条 各会計年度において、決算に剰余金が生じた時は、その決算承認を受けた年度の翌会計年度の繰越金とする。

(固定資産)

第16条 固定資産の取り崩しは、評議員会の議決を要する。

(予備費からの繰り入り支弁)

第17条 予見し難い支出のため予算に不足を生じた時は、理事会の議を経て、予備費から繰り入れ支弁することができる。

(出納の完結)

第18条 一会計年度の出納は、翌年3月31日に閉止し、これに関する事務は6月30日までに完了するものとする。

(会計の出納責任と管理責任)

第 19 条 本連盟の会計に関して、会計責任者を置く。

2 会計責任者は、役員の内より会長が指名する。

3 諸収入の受納、経費の支出、物品の出納、物品の貸借は、理事長及び会計責任者において処理する。ただし、職員をして、その事務を行わしめることを妨げない。

4 その任期は役員の内より会長が指名する。

(財務書類)

第 20 条 本連盟の財務書類とは、次に掲げるものをいい、その保存期間は政治資金規正法に準ずる。

(1) 現金出納簿

(2) 総勘定元帳

(3) 会員台帳

(4) 備品台帳

(5) その他財務関係諸表

(規則の改廃)

第 21 条 この規則を変更し、又は廃止しようとするときは、評議員会の議決を経なければならない。

(その他)

第 22 条 この規則に定めるものの他、会計に関する必要な事項は理事会の議を経て決める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

2 この規則は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

(会計の出納責任と管理責任)

第 19 条 本連盟の会計に関して、会計責任者を置く。

2 会計責任者は、役員の内より会長が指名する。

3 諸収入の受納、経費の支出、物品の出納、物品の貸借は、理事長及び会計責任者において処理する。ただし、職員をして、その事務を行わしめることを妨げない。

4 その任期は役員の内より会長が指名する。

(財務書類)

第 20 条 本連盟の財務書類とは、次に掲げるものをいい、その保存期間は政治資金規正法に準ずる。

(1) 現金出納簿

(2) 総勘定元帳

(3) 会員台帳

(4) 備品台帳

(5) その他財務関係諸表

(規則の改廃)

第 21 条 この規則を変更し、又は廃止しようとするときは、評議員会の議決を経なければならない。

(その他)

第 22 条 この規則に定めるものの他、会計に関する必要な事項は理事会の議を経て決める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。